



Title	『聚楽行幸記』諸本考：伝本の整理を中心に
Author(s)	竹内, 洪介
Citation	国語国文研究, 156, 29-44
Issue Date	2021-02-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89213
Type	journal article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_156_29-44.pdf



『聚楽行幸記』諸本考

—— 伝本の整理を中心に ——

竹 内 洪 介

はじめに

天正十六年（一五八八）四月に行われた後陽成天皇の聚楽第行幸は、関白豊臣秀吉の権力を誇示し、政治的・文化的に重大な意義を持つ一大行事であった。その際に秀吉の命で御伽衆の大村由己が記録した『聚楽行幸記』が今に伝わる。同書は天正十六年五月に完成し、秀吉の朱印が捺されて後陽成天皇や足利義昭に贈られた。同書の写しは秀吉自身も所蔵したと思われる。同書は秀吉の在世中に成立し、太閤記物の嚆矢である『天正記』にも収録され、歴史的・国文学的に大きな価値を持つ。以上の点から、同書の諸本調査とその整理は十分意義のあることと考える。

さて、これまで『聚楽行幸記』の諸本調査は桑田忠親氏と遠藤珠紀氏^(注1)によって行われた。このうち桑田氏は、奥書の分析に重点を置き、東山御文庫本を始めとした六本の調査を行った。一方、遠藤氏

は『聚楽行幸記』の作中に引用される諸侯の起請文に注目し、十一本の諸本を調査した。この起請文内には豊臣姓を名乗る諸侯とそれ以外の本姓を名乗る諸侯が存在するが、遠藤氏はこれらの豊臣姓を名乗る諸侯が諸本間で異なる点を指摘し、それを手掛かりに尊経閣文庫蔵慶長六年本・東山御文庫本・蓬左文庫本を代表させて三種に諸本を分類した。遠藤氏は『聚楽行幸記』の本文全てを対象として分類したわけではなく、またそれを目的としたわけでもないが、これによって『聚楽行幸記』の本文には差異があることが示された。

それら先行研究に導かれつつ、更に諸本の発掘を進め、調査した四十二本の諸本群^(注4)に従い、従来看過されてきた料紙等の書誌学的事項も併せて改めて分析を進めたところ、幾つかの新しい知見を得た。なお、此処で書誌学的事項に注目した理由は、『言経卿記』天正十八年（一五九〇）二月九日条に「天正記之内西国之記鳥子二可書之由同心了^(注5)」との記事があることに依る。当該条には『天正記』の作者大村由己が山科言経に『西国之記』、『聚楽行幸記』と同じく『天正

記」中の一編（現存せず）の清書を依頼したこと、その清書本に「鳥子」を用いるように指示したことが記される。この清書本について、桑田氏は用紙が鳥子であることに注目し、貴人献上用であったのではないかと推定する。結論から言うところ『聚楽行幸記』原本二種にも「特別な料紙」の利用が認められるため、そうした見地からの検討も採用しつつ、本稿ではまず本文分析による分類図を提示し、次に各系統と主要伝本に関し、本文的・書誌学的見地から検討していきたい。

今回確認した諸本（以降、便宜的に略称で示す。諸本の一覧は末尾の【別表】参照）は、①～④に示す四十二本である。また、『聚楽行幸記』は秀吉の伝記にも抜書されるため、④③～④⑧も検討対象とする。以下計四十八本の諸本を分類図によって示す。

○送付本系統

・原本（注7）…①大阪城天守閣本

▽原本系統

第一類…②天正十七年本

第二類…③斯道文庫本、④尾崎本、⑤大同文庫本

第三類…⑥歴彩館本、⑦三手文庫本、⑧センチュリー本、⑨仁和寺本

▽伝後陽成天皇奏覧本系統

第四類…⑩阿野家本、⑪影写本、⑫立人家本、⑬東山御文庫本、⑭明治大学本、⑮井伊家本、⑯毛利家本

第五類…⑰押小路家本、⑱紅葉山文庫本、⑲尊経閣A本

▽伝足利義昭所蔵本系統

第六類…⑳尊経閣B本

第七類…㉑柳原家本、㉒神宮文庫本、㉓味の素本

▽群書類従本系統

㉔和学講談所本 → ㉕群書類従本 → 第八類…㉖雑賀本、

㉗松岡家本、

㉘国会本

第九類…㉙徳大寺家本

（参照）

④⑤「豊鑑」

▽天正軍記系統…④③「天正記」

▽甫庵太閤記系統…④④「太閤記」 → ③⑩住吉家本

▽太閤真蹟記系統…④⑥「太閤真蹟記」

○豊臣秀吉手控本系統

・原本…③①尊経閣原本

▽原本系統

第一類…③②九条家本、③③引馬文庫本

第二類…③④渡辺文庫本

▽蓬左文庫本系統

③⑤蓬左文庫本 → ③⑥勸修寺家本、③⑦伊達家本、③⑧高松宮家本、

③⑨島原文庫本

④⑤「豊鑑」

▽原本・蓬左文庫本複合型系統…④⑩本居文庫本

○分類不能

④①久我家本（行幸行列部分〈冒頭箇所〉のみ存）

④②昌平坂学問所本（文章に大幅な改変や省略あり）

④⑦「絵本太閤記」（文章に大幅な改変や省略あり）

④⑧「重修真書太閤記」（文章に大幅な改変や省略あり）

以下、このように分類した理由を伝本に即して述べていきたい。

一、送付本系統と手控本系統

今回、遠藤氏が作中の起請文に対して行った分類や桑田氏の論考、更には前掲注2竹内洪介・石塚晴通「大阪城天守閣蔵『聚楽行幸記』解題・翻刻」(以下、旧稿)等に拠りつつ、本文全体に亘って検討を重ねた結果、『聚楽行幸記』は送付本系統と豊臣秀吉手控本系統の二系統に大別され、①大阪城天守閣本と③尊経閣原本がそれぞれの原本にあたるのがわかった(ただし、特に送付本系統については未発見の原本が複数あることが想定されるため、①大阪城天守閣本・③尊経閣原本がこの二系統の祖本として認められるかどうかは別問題である。それについては今後慎重に考えていきたい)。これら二本の相違点や来歴を含む性格については既に旧稿で検討したが、以下に要点を記す。①大阪城天守閣本は諸本中唯一斐紙(雁皮紙)が使われた卷子本で、世尊寺流の書体や「詠」「人」等の最終画が折れ曲がる筆勢、そして「花」「梅」等の筆蹟の特徴から清書者楠長諳(楠木正虎)自筆と見られ、巻末には秀吉の朱印が捺される。③尊経閣原本は巻末に大村由己および長諳の花押を有する精製された楮打紙を用いた卷子本であり、秀吉の手許に置かれたと思われる長諳自筆本である。旧稿では二本の書誌学的検討のみを行ったが、此処ではその本文的特質にも注目し、両書の性格の違いを述べる。

次に掲げる【表ア】は、①大阪城天守閣本と③尊経閣原本における特徴的な異同を一覧にしたものである。ただし、①大阪城天守閣

本は改装の際に一部が欠落しているので、その箇所は同本と最も本文が近似していると思われる②天正十七年本により補完した。また、「紙数／行番号」は旧稿に付したものを便宜的に掲げた(以下これに準じ、「漢数字／算用数字」のように、紙数・行番号で文の位置を示すことがある。なお②天正十七年本から復元した箇所は、「紙数／行番号」の欄に「天正十七年本」と記載し、網掛けを施した)。

此処で確認されるように、①大阪城天守閣本の第一の特徴は、O～Rにおいて③尊経閣原本が持つ記述(和歌詠進部分に見られる傍記)を持たないことである。そして①大阪城天守閣本の第二の特徴は、I・J・N・Pにおいて③尊経閣原本が持つ楠長諳に関する記述がないことである。これら二つの特徴により送付本系統と手控本系統に区別することができる。これに基づき次に送付本系統・手控本系統を分類する。なお、送付本に長諳の情報が記されないという第二の特徴に関しては、清書者長諳が送付本清書の際に謙讓の意等から自身の名を削除したか、あるいは手控二本執筆の際に自身の功績を書き加えたのではないかと考える。

二、送付本系統の諸本

送付本系統のうち、原本系統に位置する諸本は②⑧⑨である。これらの諸本は三類に分れる。第一類に分類できる②天正十七年本には天正十七年(一五八九)書写の奥書と書写者空存齋(何者かは不明)による花押があり、楮打紙の料紙に列帖装で仕立てられる。同本の特徴としては「かざりは火焰也」(二八／442)の一文を持つ

【表ア】①大阪城天守閣本と③尊経閣原本の本文比較（特徴的な異同のみ掲出）

通し番号	紙数／行番号	①大阪城天守閣本（一部②天正十七年本により復元）	③尊経閣原本
A	一八／288	はじめみな集来せしめ此由かたり給ひて同は	始みな 禁中へ
B	一九／317	ナシ	同時別紙誓詞有之文言日付あて所同前 人衆
C	二〇／342	ナシ	あて所同前
D	二二／378	大炊御門大納言	大炊御門前大納言
E	二三／387	室町准后	室町入道准后
F	二五／413	飛鳥井大納言	飛鳥井前大納言
G	二六／418	殿下	関白殿
H	二八／442	かざりは火焰也	ナシ
I	二九／468	ナシ	長誥書之
J	三一／506	則短冊に書つけ 禁中并 院御所へ送り進上した まふなり	即式部卿法印長誥を召てたんさくに書つけさせ松の朶にむす ひつけ／金輪ならひに 院御所へをくり進上したまふなり
K	天正十七年本	菊亭殿	ナシ
L	天正十七年本	勸修寺殿	ナシ
M	天正十七年本	中山殿	ナシ
N	天正十七年本	則 叡聞に備へらる 御感あさからす御返し有り	すなはち長誥御使にて伝奏へ致持参候今夜はや更すき御合子 にて翌朝叡聞に備らる 御感あさからすやかて御返しあり
O	三四／516	ナシ	御製御懐紙は大高檀紙をそのまゝ、 勅筆也 三行三字
P	三四／521	ナシ	御懐紙は大たかたんしを一寸つゝめ侍る 三行三字 式部法 印長誥書之
Q	三五／524	ナシ	はしつくり御製とおなし 三行三字
R	三五／531	ナシ	懐紙した、めやう 自餘ごとく同之
S	三五／543	ナシ	尾張
T	四九／740	雲客	清花

ことが挙げられる。この一文は直前の「楽屋の前に太鼓あり」(同前)に下接するが、①大阪城天守閣本を除く全ての諸本に見られず、③尊経閣原本や③斯道文庫本等、他の長語筆本(旧稿では③斯道文庫本を長語筆本と検証した)にも見られない。

第二類の③⑤の諸本も原本に近い本文だが、前述したように第一類にある「かざりは火焰也」の本文を持たない。第三類の⑥⑨の諸本も、①大阪城天守閣本とはほぼ同文・同奥書だが、和歌部分で「秀吉」を「秀」と避諱を行う点に特徴がある。

次に分類図で掲げた伝後陽成天皇奏覧本系統には、⑩⑬⑱の諸本が該当する。この後陽成天皇奏覧本の書写本については、これまで桑田氏によって、『校注行幸記』の書名を持つ⑫立入家本が知られてきたが、その奥書には次のようにある。

此行幸記從一 関白殿 / 当今様へ御進上候、申出候間写申候、

作者由己卜申候而、関白殿二伺候之仁候也。 / 此記法眼梅庵

由己之所選而七世祖左京亮宗繼朝臣之所筆也間有朽損故以大閣
記天正記補正之 / 経徳

波線部の記述から、⑫立入家本は、立入隆佐(立入宗繼)転写本と伝わる「朽損」した写本を元に、桑田氏も指摘するところであるが、立入経徳(一七五五〜一八二四)が転写し、「大閣記天正記」に依って補正・校注を加えたものと認められる(親本の損傷部は⑫立入家本中に朱点・朱線で示される)。傍線部と同文の奥書を持つ⑩阿野家本は、行幸にも参加した阿野実政(阿野実顕)筆とされる写本で、紙背には別の文書(大型の文書を裁断して改装しているため紙背の内容は不明)が存する。

ところで、⑩阿野家本には右傍線部の奥書に続く形で「天正十六年閏五月吉辰 阿野侍從藤原実政」という識語がある(なお花押等はなく、当該写本が実政の真筆かどうかは不明)。実政はその時点で七歳であり、当時侍從職(従五位下)に過ぎなかった。また幼少であった実政に秀吉が直接関わった奏覧本の閲覧・転写が許されたとは思われない(これは右筆がいたとしても同様であろう)。

また、傍線部の奥書は⑪影写本にも見ることがができる。この⑪影写本は大正時代に影写されたものだが、影写された親本の書影そのものに物理的な欠損の痕跡が見られ、そしてそれは⑫立入家本が朱点・朱線によって示す欠損箇所とまったく同一である。従って、⑪影写本は⑫立入家本が親本に使用した「朽損」した写本の影写本であり、⑫立入家本が言うところの伝立入宗繼筆本そのものの影写である可能性が極めて高い。しかし、この本には誤記や脱文が多く、補入記号や墨消も散見され、宗繼の自筆であることが確実な資料である京都市歴史資料館蔵『立入宗繼記』と比較すると、影写本という点を差し引いても同一の筆とは思えないほど乱れている。くわえて同書を宗繼筆とする根拠は、表紙に本文筆者とは別筆で「左京亮立入宗繼筆」とあるに留まっている。以上の理由からこの本を宗繼自筆本と素直に考えるには根拠が不十分と思われ、その判断が正しいければ影写本⑪の親本たる伝宗繼筆本についても後陽成天皇奏覧本の直接の写しであるかどうかは、慎重に考えるべきであるように思われる。

以上述べてきた⑩阿野家本・⑪影写本・⑫立入家本は、古佐丸(八条宮智仁親王、秀吉の猶子)の詠歌部分で、①大阪城天守閣本には



③1 尊経閣原本（和歌詠進冒頭部）

※尊経閣文庫蔵。当該文庫の許可無く画像複製を行うことを禁ずる。

ない。「三行三字目余同前」(三五/525)の傍記を有する。この傍記に関しては、⑩阿野家本・⑪影写本において古佐丸の前に位置する詠歌（後陽成天皇御製および豊臣秀吉詠歌）が三行三字の体裁そのままに記載される点が注目される。その特徴から、「三行三字目余同前」の傍記が付されたと考えられる（なお①大阪城天守閣本は三行三字の故実に則っていないが、諸本が三行三字と示す秀吉詠において、最後の三字を真名で表記することによって秀吉詠が三行三字詠ということを示す）。従って、同様の傍記の特徴を持つ諸本が伝後陽成天皇奏覧本系統と見なせる。

右の特徴から、伝後陽成天皇奏覧本系統の諸本は⑩-⑬と判断できる。このうち⑬東山御文庫本は、桑田氏が「字体は明らかに楠長譜の筆である。（中略）要するに、長譜が、秀吉の命により、これを禁裏に献上するために、特に謹書した、その副本であろうと思う」（六十頁）と記すように、楠長譜が記した後陽成天皇奏覧本の副本とされてきた。しかし、これについては鴨川久夫氏が「誤記や注記が散見されることから、おそらく後世の写しであろう」（二二二頁）と指摘する通り、その本文は謹書したにしては墨消等が散見される。また、同書が楠長譜筆という鑑定に關しても、【写真1】で示す通り、長譜自筆の③1尊経閣原本と⑬東山御文庫本は書風が異なり（少なくとも⑬は長譜が使用した世尊寺流の書体ではなく、前述した長譜の字の特徴も見られない）、別筆と思われる。さらに「御朱印在之」という奥書を持つことからしても、鴨川氏の推察通り原本とは考えられない。なお、⑭押小路家本、⑮紅葉山文庫本、⑯尊経閣A本には本奥書の後に後世付加されたと思われる和歌記録があるた

⑬東山御文庫本（和歌詠進冒頭部）

※宮内庁蔵。

め、別の類本に位置付けられるものと判断した。

そして、伝足利義昭所蔵本系統の諸本に該当するのは⑭～⑳の諸本である。この⑳尊経閣B本は、第七類の⑭～⑳と比較するに著しく異同が多いが、「右此一巻従秀吉公正山様江被進書也。御本は巻本也。紙数五十七枚有。不思議以伝乍恐染愚筆者也／慶長六年十一月廿二日書写廿一歳康元」（正山〔昌山〕は義昭の法名）とある慶長六年（一六〇一）の奥書（傍線部）から、義昭所蔵本を親本とする康元なる者の手にかかる写本と知られる（康元が何者かは不明）。またこの本には「御配膳衆」とあるべき箇所が「御陪膳衆」とある等、第七類の⑭～⑳も含め他には見られぬ異同が多い。また、⑭柳原家本・⑱神宮文庫本・㉓味の素本の三本は「右此一巻従秀吉公昌山様書被遣也」（㉓）という奥書の記述および異同がほぼ共通し、かなり近い関係にある類本と見なせる。そして、㉓味の素本は元和七年（一六二二）に親本から転写したことを示す判の写しがあるため、それ以降の転写本と推定される。さらに同様の奥書は正保三年（一六四六）の識語がある⑭柳原家本にも存する。加えて、⑱神宮文庫本には天明四年（一七八四）八月に村井古巖が林崎文庫に同本を奉納した旨の記載がある。以上⑭～㉓の四本には長語に関わる記述がなく、伝後陽成天皇奏覧本系統にある「三行三字自余同前」の傍記もない。なお⑭～㉓の本文の特徴としては、前述した伝後陽成天皇奏覧本系統に「御配膳衆」（二四／213）とある箇所を「御」としたり、「舞御覧」（二七／434）とある箇所を「舞楽御覧」としたり、「かならずその名を得」（四九／747）という一文を欠いたりする点が挙げられる。

さて、㉔群書類従本を代表とする㉔―㉚の諸本も送付本の系統に位置する。この群書類従本系統には釣閑斎卜諳（奥書によると楠長諳の一族）の奥書がある。元和二年（一六一六）の識語を持つ㉔和学講談所本には卜諳の花押および奥書があり、㉕群書類従本の親本が㉔と確認できる。㉔和学講談所本は、卜諳が本文に手を加えた可能性が考えられるため（卜諳は奥書等の記述によって、本書の原作者を大村由己から自身の一族である楠長諳にすり替えており、本文に手を加えた可能性も否定できない）、群書類従本系統の祖本と考えてよいだろう。また、「群書類従」と同様、「聚楽第行幸記」「聚楽行幸行列」「北野大茶湯之記」を合冊し、「卜諳判」の本奥書を持つ㉞雑賀本、「卜庵判」の本奥書を持つ㉟松岡家本、㉕群書類従本を写した旨が奥書に記される㊱国会本は、㉕群書類従本の子本と見なせる。これらの諸本が第八類に属する。第九類の㊲徳大寺家本は抄出本だが、傍記があり、「卜庵判」の署名が巻末に写されることから群書類従本系統と判断される。

この他、㉓「天正記」・㉔「太閤記」・㉕「太閤真蹟記」もそれぞれ送付本の特徴を有する。㉔「太閤記」には甫庵による増補・改訂が見られ、特に「評曰」「或曰」という評言の補入が見られるが、㉕住吉家本はその評言を有するため、㉔「太閤記」を引き写して『聚楽行幸記』としたものと考えられる。

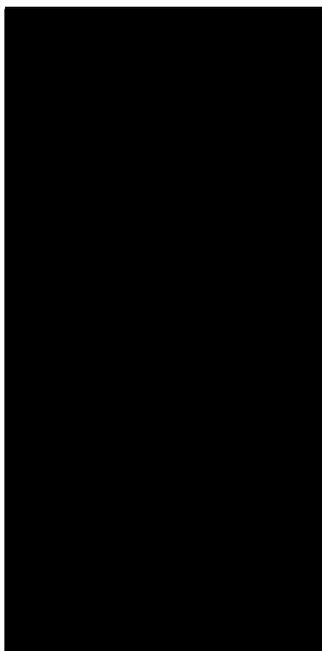
以上が①大阪城天守閣本を頂点とする送付本の系統である。

三、手控本系統の諸本

手控本系統の諸本のうち、原本系統に属するのは㉚～㉜の諸本である。これらの諸本は送付本系統にない「楠長諳に関する記述」「和歌詠進部分の傍記」（前掲「表ア」I・J・N・P、O～R参照）を持つ。このうち、第一類の㉚九条家本・㉛引馬文庫本の奥書には「由己判」「長諳判」とあり、判の存在が示される。第二類の㉜渡辺文庫本はこうした特徴に加え、奥書に「御朱印有之」と記し、送付本を参照したと思われる異本注記を行う。

蓬左文庫本系統の頂点に位置する㉝蓬左文庫本には、①大阪城天守閣本以外で唯一秀吉の朱印がある。この秀吉の朱印の存在ゆえに、蓬左文庫に所蔵される点も含め同本が徳川家康旧蔵と目される

〔写真Ⅱ〕①大阪城天守閣本の朱印（上）と㉝蓬左文庫本の朱印（下）



向きもあつた。しかし、^{③⑤}蓬左文庫本の書名は蓬左文庫内の徳川家康旧蔵品を記した『駿河御讓本目録』^{〔注15〕}中には見えず、尾張徳川家初代義直の没後間もない慶安四年（一六五一）に作成された『御書籍目録』^{〔注15〕}に書名が見える。したがって、同本は家康ではなく徳川義直の蒐集本と考えるのが妥当と思われる。

このように捉えるならば、^{③⑤}蓬左文庫本に関しては、前節で述べ

【表イ】^{③①}尊經閣原本と^{③⑤}蓬左文庫本の本文比較（特徴的な異同に限り掲出）

	通し番号	頁数／行番号		
	U	二一／19	同時別紙誓詞有之文言日付あて所同前 人衆	同時別紙誓詞有之文言等同之仍人衆計書之
	V	二二／11	あて所同前	あて所まへにおなし
	W	二七／4	ナシ	和哥二字左へよる
	X	二七／5	御製御懐紙は大高檀紙をそのま、勅筆也 三行三字	御製大高檀紙そのま、三行三字即 宸筆を染らる
	Y	二七／11	御懐紙は大たかたんしを一寸つ、め侍る 三行三字 式部法印長誥書之	三行三字大たかたんし一寸つ、め式部法印長誥書之
	Z	二七／13	はしつくり御製とおなし 三行三字	はしつくり／御製に同し
	AA	二七／16	ナシ	端作同／関白殿但無同字
	AB	二七／19	懐紙した、めやう 自餘こと／同之	端作皆／同前
	AC	四六／6	即式部卿法印長誥を召てたんさくに書つけさせ松の朶にむすひつけ／金輪ならひに 院御所へをくり進上したまふなり	即式部卿法印長誥を召て短尺に書付させ松の枝に結び 金輪并 仙院へをくり進上し給ふ
	AD	四六／15	すなはち長誥御使にて伝奏へ致持参候今夜はや更すき御合子にて翌朝叡間に備らる 御感あさからすや	すなはち長誥御使として致持参伝奏へ渡申今夜 叡覧に備しといへとも既ふけ過御合子にて翌日披露／御感あさからす御
	AE	四七／19	かて御返しあり 国土安全のまつりこと寔に過へからす	返しあり ナシ

てきたような、秀吉による送付本であったのかどうかも検討すべきたろう。前述の通り、送付本には伝後陽成天皇奏覧本系統・伝足利義昭所蔵本系統ともに、手控本系統とは異なる特徴（長誥に関する記述を欠く等）があるが、^{③⑤}蓬左文庫本には後述する【表イ】でも明らかのように、長誥に関する記述が含まれ、どちらかといえば手控本系統に近い特徴が見られる。くわえて、①大阪城天守閣本が斐

紙を用いた卷子本に仕立てられる一方、^{③⑤}蓬左文庫本は大本の書型に楮紙を用いる。後述するように『聚楽行幸記』^(注15)に関しては一般の楮紙に秀吉の公的な御朱印が捺されたと思われず、その点から^①大阪城天守閣本と^{③⑤}蓬左文庫本の朱印を比較すると、発色に差があり、印紋にも微妙な違いがあるように思われる(写真ii)。ちなみに^①大阪城天守閣本の朱印は他の秀吉の朱印状等に捺された朱印の形状と同一の特徴があるが、一方^{③⑤}蓬左文庫本の朱印の印紋は他のどの印とも異なる。従って、^{③⑤}蓬左文庫本の朱印は秀吉の御朱印を模した印と思われる(朱印の寸法は両者とも縦横約三十八種)。また、同本の本文には、起請文内で源姓を名乗る細川忠興が、和歌詠進の際には豊臣姓を名乗る矛盾が見られる。以上の検討からすれば、^{③⑤}蓬左文庫本が秀吉の送付本の原本でないことは明白であろう。

この^{③⑤}蓬左文庫本には特有の本文的特質があり、同本を祖本にしたと思われる諸本が存する。^{③⑤}蓬左文庫本には送付本系統にない傍記・本文があるが、^{③①}尊経閣原本とも傍記・本文が異なる。以下、^{③①}尊経閣原本と^{③⑤}蓬左文庫本の本文の相違から、異同一覧を【表イ】として掲げる(特徴的な異同に限り掲出。此処で示す「頁数/行番号」は、蓬左文庫のマイクログレータ資料に付される頁番号に依る。見開き一頁換算とし、空行も行数に含めた)。

此処に示した【表イ】には、Xにおいて^{③⑤}蓬左文庫本に「御製大高檀紙そのま、三行三字即宸筆を染らる」とある箇所が、^{③①}尊経閣原本で「御製御懐紙は大高檀紙をそのま、勅筆也三行三字」という表記である等の相違が散見される(ただし、傍記の内容自体はほぼ共通する)。また、A Eで^{③①}尊経閣原本にある「国土安全のまつり

こと寔に過へからず」という一文を^{③⑤}蓬左文庫本は欠く。なお、^{④⑤}『豊鑑』による「聚楽行幸記」引用箇所には、^{③⑤}蓬左文庫本と同文の傍記がある(ただし^{④⑤}『豊鑑』は送付本系統に位置付けられる)。

こうした異同の特徴から^{③⑤}蓬左文庫本系統の諸本を掲出すると、^{③⑥}・^{③⑨}が該当する。これらの諸本は、それぞれ祖本たる^{③⑤}蓬左文庫本との間に異同が殆ど見出されない。また、原本・蓬左文庫本複合型系統に分類される^{④①}本居文庫本は、奥書に判の存在を示し、「御朱印在之」との記述も有する。そして【表イ】に掲出した異同箇所をそれぞれ比較していくと、前述したXの箇所では「右御製大高檀紙そのま、にて勅筆を染らる三行三字」とあり、原本系統と^{③⑤}蓬左文庫本系統の混成本文を為す。この混成本文を為すという特徴はこのX以外にも【表イ】の各箇所で見られる。

以上が^{③①}尊経閣原本を頂点とする手控本の系統である。

おわりに

以上、『聚楽行幸記』諸本を、^①大阪城天守閣本を頂点とする送付本系統と、^{③①}尊経閣原本を頂点とする手控本二系統に分類し、本文的・書誌学的視座からそれぞれの系統内での諸本分類・諸本検討を行った。以下、補足的ながら書誌学的な点をまとめた。

既に石塚晴通氏や、佐々木孝浩氏等^(注18)によって言及されてきた通り、特定の典籍には料紙・装訂等の書誌的事項によりヒエラルキーが生じる。旧稿でも述べたが、『聚楽行幸記』における原本群についてもヒエラルキーの存在が確認できるように思われる。本書は多数の原

本が現存・指摘されている点で非常に稀有かつ特異な典籍と思われるため、最後にここまでの論を踏まえつつ、原本（あるいは従来原本とされてきた）五点の『聚楽行幸記』諸本の書誌学的特徴を【表ウ】に纏めて検討したい。

【表ウ】における五点の典籍のうち本稿では①、③、③①を補長諸筆本の原本とし、従来原本の二と見られる向きもあつた⑬、③①について先行する諸説を引きつつ否定したが、それはこれら書誌学的事項の面からも検討できるのではないかと思う。長諸筆本と思われる意味では原本の一とも考えられる③斯道文庫本も含めると、本稿で原本とした①、③、③①はすべて卷子本の装訂に斐紙あるいは精製した楮打紙を用いている。③は秀吉の朱印等がなく、何者かの求めに応じて長語が私的に書写したものかもしれないが（長語の功績の記載がないため恐らく送付用ではあつたのだろう）、精製した楮の打紙に卷子を用いている。また、前述の通り足利義昭に送られた本は巻

【表ウ】『聚楽行幸記』原本（あるいは原本とされてきた本）の書誌一覧

番号	略称	装訂・書型	料紙	備考
①	大阪城天守閣本	卷子本	斐紙	送付本原本
③	斯道文庫本	卷子本	楮打紙	原本系統第一類
③①	東山御文庫本	冊子本	不明	紙焼写真で閲覧
③①	尊経閣原本	卷子本	楮打紙	手控本原本
③⑤	蓬左文庫本	大本	楮紙	蓬左文庫本系統祖本

子本であつたと伝わる。そう考えれば、⑬東山御文庫本（冊子体の装訂）が「禁裏への副本」ではなく、さらに朱印を有する③⑤蓬左文庫本（大本の書型に楮紙）が送付本原本の一とはいえないというこれまでの検討結果についても、①③③①の装訂・書型・料紙から考えれば首肯できるのではないだろうか。

これらの検討からも、『聚楽行幸記』については書誌情報、書写された本文の内容と精度、附属文書や奥書・識語等に記される伝承の過程が密接に連関し、書誌を見ることで本文の信頼性がある程度保証されるということが考えられる。『聚楽行幸記』が収録される『天正記』は、秀吉自身の命によつて編纂された伝記的資料という点で非常に重要であるにも拘わらず、特に書誌学的な部分に於いては桑田氏以来十分な伝本調査が為されていない状況にある。今後は『天正記』各編についても同様に調査を行っていききたい。

〔注〕

（注一） 桑田忠親『太閤記の研究』（徳間書店、一九六五年十二月）。以下、桑田氏の説は同論に依る）では、『言経卿記』五月二十日条、二十一日条、二十三日条、二十五日条に『聚楽行幸記』執筆の談合が大村由己と山科言経の間であり、閏五月十四日条に同書を言経が目を通したことが記されることを踏まえた上で、諸本の奥書に「天正十六年五月吉辰記之」とあることから、その成立を天正十六年五月末と推定する。しかし、これは桑田氏の誤認と思われる、東京大学史料

編纂所の『言経卿記』言経自筆本によれば談合の記事は全て五月ではなく四月の記事である（読書の記事は閏五月十日で正しい）。従って、『聚楽行幸記』の成立は五月末とは推定できない。

(注2)

尊経閣文庫蔵大村由己花押本（巻末別表における③尊経閣原本）が秀吉の旧蔵と思われることについては、竹内洪介・石塚晴通「大阪城天守閣蔵『聚楽行幸記』解題・翻刻」（『古代中世文学論考』第三八集、二〇一九年五月）で述べた。

(注3)

「秀吉と天皇」（堀新・井上泰至等編『秀吉の虚像と実像』所収、笠間書院、二〇一七年七月）。以下、遠藤氏の説は同論に依る。

(注4)

これまで言及されてきた諸本が最大十六本であったのに対し、本稿では堀新・遠藤珠紀氏のご協力もあり、四十二本の諸本を確認するに至っている。なお本稿で初めて言及する諸本については、別表に示した諸本一覧の番号欄に●を付加した。

(注5)

『言経卿記』の本文は『大日本古記録 言経卿記四』（岩波書店、一九六四年三月）に依る。

(注6)

鳥子とは鳥の子紙の意で狭義には斐紙（雁皮紙）を指すが、発色等の特徴から楮打紙や斐楮交漉紙等も広義に含まれることがあるため、本稿では原則として鳥の子の呼称を用いず斐紙や楮打紙等の呼称を用いる。なお、近世期の楮打紙には程度の差が広く見られ、触感も異なるが、本稿では楮打紙を斐紙同様の張りを有する精製されたものとし、それ

以外は楮紙として分類した。

(注7)

桑田氏が「天正記」の原本と言えば、由己自筆の稿本を意味するが、その稿本を清書させたもの（すなわち楠長諸筆本・竹内注）も、また、原本と称して差し支えないと思う」（三九頁）と述べたのに従い、本稿では①大阪城天守閣本、

③尊経閣原本を各系統の「原本」として挙げる。なお、その筆跡から長諸筆本と推定される③斯道文庫本は清書者自筆本という意味で広い意味では「原本」の一として考えられるものであるが、巻末に秀吉の朱印や花押が存在しないために、分類図では諸本の一つとして掲げた。

(注8)

実政の略歴は、橋本政宣編『公家事典』（吉川弘文館、二〇一〇年三月）に依った。

(注9)

三行三字とは『和歌会式』（『続々群書類従』巻第十五所収）内の「懐紙認様」中の「下ニカク歌ハ中ノ折ノ左ヨリカキ出シ三行三字也終ノ三字ハ真名ニカク」という故実を指す。諸流派によつて末の三字が真名か仮名かは異なるが、①大阪城天守閣本・③尊経閣原本の原本二本がともに一行書で末の三字を真名にすることから、本書に関しては「懐紙認様」と同様の故実が適用されるものと考えて大過ないだろう。

(注10)

『皇室の至宝 東山御文庫御物4』（毎日新聞社、二〇〇〇年四月）中、「聚楽行幸記」の項。

(注11)

なお、後述する⑧高松宮家本も、もと禁裏にあったとも考えられる本であるが、奥書の記述が⑬東山御文庫本とは異なる。そのため、桑田氏が副本として認定したのは現蔵の

⑬東山御文庫本と見てよい。

(注12) この詠歌群は五十三首あるが、冒頭秀吉詠「この葉のはまの真砂はつくるともかきりあらしな君がよはいは」(この歌に限っては御製に対する秀吉の返歌として『聚楽行幸記』本文中にも記載がある)を除けば、いずれの歌も他に
出典がない。しかし詠手の中に行幸の翌年に没する蜂矢頼隆の名が確認されるところから考えると、この秀吉詠についても一概に行幸とは関係がないものとして断じることができない。

(注13) ⑭和学講談所本には群書類従本系統にある⑮『豊鑑』に基づく書き入れがある。⑯『豊鑑』は⑭が書写された元和二年(一六一六)の十五年後にあたる寛永八年(一六三二)成立であるため、これは後世の書き入れと考えられる。

(注14) 『蓬左文庫駿河御譲本目録』蓬左文庫、一九六八年三月。
(注15) 『尾張徳川家蔵書目録』第一巻、ゆまに書房、一九九九年八月。

(注16) 公的文書等に関しては楮紙に秀吉の御朱印が捺されることもあるが、本書はこれまでも述べてきた通り、それら文書とは性質の異なる典籍である。その点から本書に限っては秀吉の公的な御朱印が楮紙に捺されるとは考え難い。

(注17) 山本博文・堀新・曾根勇二編『豊臣秀吉の古文書』(柏書房、二〇一五年一月)、収載の朱印状を始め、武雄市図書館鍋島文庫蔵『豊臣秀吉朱印状』、斯道文庫寄託センチューリー文化財団蔵『豊臣秀吉朱印状』(二種)等を参照し、比較した。

(注18) 石塚晴通「コデイコロジより見たる高山寺本」(高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺経蔵の形成と伝承』所収、汲古書院、二〇二〇年三月)、同「料紙の質と典籍の位相—中国及び日本の写本・版本を例として」(『Modern Asian Studies Review』/新たなアジア研究に向けて)第八号、東洋文庫、二〇一七年三月)等。

(注19) 佐々木孝浩『日本古典書誌学論』(笠間書院、二〇一六年六月)。
(注20) 紙焼写真および前掲注10書を参照する限り、袋綴じの大本と推察される。

〔付記〕

貴重な資料の利用に際しご高配を賜った柳沢昌紀氏および関係諸機関に厚く御礼申し上げます。文献調査に際しては、堀新氏、遠藤珠紀氏、石塚晴通氏にご協力戴いた。筆跡鑑定の一部には石塚晴通氏の助力を得た。京阪地方および九州・山口の調査には北海道大学院文学院「共生の人文学」プロジェクト(二〇一八年九月、二〇一九年六月)の助成を受けた。また、本稿は国文学研究資料館共同研究「軍記および関連作品の歴史資料としての活用のための基盤的・学際的研究」の成果の一部でもある。なお、本稿は令和元年度日本近世文学会春季大会(於鶴見大学)の口頭発表に基づく。その際多くの助言をいただいたが、中でも遠藤氏にはその後研究会等を通じて多くの御教示を賜った。特に感謝を表したい。

(たけうち こうすけ・北海道大学院博士後期課程／
日本学術振興会特別研究員DC2)

【別表】

番号	略称	書名(館認定書名)	所蔵	数量	装訂・書型	料紙	備考
①	大阪城天守閣本	聚楽行幸記	大阪城天守閣	1	卷子本	斐紙	秀吉の朱印を有する
②	天正十七年本	天正十六年 聚楽第行幸記	柳沢昌紀氏	1	列帖装	楮打紙	天正十七年写の奥書有り
③	斯道文庫本	聚楽行幸記	斯道文庫	1	卷子本	楮打紙	
④	尾崎本	聚楽第行幸記	名護屋城博物館	1	折本	楮打紙	尾崎六夫旧蔵
⑤	大同文庫本	聚楽行幸記	内藤記念くすり博物館	1	大本	楮紙	
⑥	聚楽館本	聚楽第行幸記	京都学・歴史館	1	卷子本	楮紙	
⑦	三手文庫本	聚楽行幸記	賀茂別雷神社	1	大本	楮紙	三手泉亭文庫蔵
⑧	センチュリー本	聚楽第行幸記	センチュリー文化財団	1	卷子本	楮紙	斯道文庫寄託
⑨	仁和寺本	聚楽亭行幸記	仁和寺御経蔵	1	大本	楮紙	
⑩	阿野家本	聚楽第行幸記	個人蔵	1	冊子本	不明	紙背に筆写。カラー写真で閲覧
⑪	影写本	聚楽第行幸記	京都大学総合博物館	1	冊子本	影写用紙	大正年間の影写
⑫	立入家本	校注行幸記	京都市歴史資料館	1	冊子本	楮紙	立入家旧蔵
⑬	東山御文庫本	聚楽行幸記	東山御文庫	1	半紙本	楮紙	紙焼写真で閲覧、大本か
⑭	明治大学本	行幸之次第	明治大学	1	冊子本	不明	紙焼写真で閲覧
⑮	井伊家本	聚楽行幸記	彦根城博物館	1	冊子本	不明	紙焼写真で閲覧、井伊家旧蔵
⑯	毛利家本	聚楽代幸記写	山口県文書館	1	巻紙	三椶紙	原装
⑰	押小路家本	聚楽行幸記	国立公文書館	1	冊子本	不明	マイクロフィルムで閲覧、押小路家旧蔵
⑱	紅葉山文庫本	聚楽行幸記	国立公文書館	1	冊子本	不明	マイクロフィルムで閲覧、紅葉山文庫旧蔵
⑲	尊経閣A本	聚楽行幸記	尊経閣文庫	1	大本	楮紙	巻末に和歌記載
⑳	尊経閣B本	聚楽行幸記	尊経閣文庫	1	列帖装	楮打紙	慶長六年写

39 ●	島原文庫本	聚楽行幸之記	島原図書館松平文庫	1	大本	楮紙	
38	高松宮家本	聚楽第行幸仮名記	国立歴史民俗博物館	1	列帖表	斐楮交漉紙	高松宮家旧蔵
37	伊達家本	聚楽亭御幸記	宮城県立図書館	1	冊子本	不明	家旧蔵
36	勸修寺家本	聚楽行幸記	京都大学総合博物館	1	特大本	楮打紙	勸修寺家旧蔵
35	蓬左文庫本	聚楽行幸記	蓬左文庫	1	大本	楮紙	秀吉の朱印を有する
34 ●	渡辺文庫本	聚楽行幸記	東京大学総合図書館	1	大本	楮紙	
33 ●	引馬文庫本	天正十六年行幸記	国立公文書館	1	冊子本	不明	マイクروفイルムで閲覧、引馬文庫旧蔵
32	九条家本	聚楽行幸記	宮内庁書陵部	1	卷子本	楮紙	紙背に筆写
31	尊経閣原本	聚楽行幸記	尊経閣文庫	1	卷子本	楮打紙	由己・長語花押有
30 ●	住吉家本	天正十六年戊子四月聚楽亭江行幸之記	東京藝術大学	1	冊子本	不明	マイクروفイルムで閲覧、住吉家旧蔵
29 ●	徳大寺家本	聚楽第行幸の記	東京大学史料編纂所	1	冊子本	不明	紙焼写真で閲覧、徳大寺家旧蔵
28 ●	国会本	聚楽第行幸記	国立国会図書館	1	冊子本	不明	『鶯宿雑記』巻一七九所収、影印で閲覧
27 ●	松岡家本	聚楽行幸記	京都大学附属図書館	1	大本	三楮楮交漉紙	行幸行列・北野大茶湯記を付す
26 ●	雑賀本	聚楽亭行幸記	蓬左文庫	1	大本	楮紙	昌平坂学問所旧蔵本を参照
25	群書類従本	聚楽第行幸記	国立公文書館	1	大本	楮紙	昌平坂学問所旧蔵本を参照
24 ●	和学講談所本	聚楽行幸記	宮内庁書陵部	1	冊子本	不明	マイクروفイルムで閲覧、和学講談所旧蔵
23 ●	味の素本	聚楽亭行幸記	味の素食品文化センター	1	冊子本	不明	マイクروفイルムで閲覧
22 ●	神宮文庫本	大閣聚楽亭行幸記 全	神宮文庫	1	大本	楮紙	
21 ●	柳原家本	聚楽行幸記	宮内庁書陵部	1	冊子本	不明	マイクروفイルムで閲覧、柳原家旧蔵

